



11月11~17日は「税を考える週間」です

●「税を考える週間」パネル展(世田谷・北沢・玉川税務署合同展示)

小学生の絵はがきや書道、中学生の作文や標語を展示します。

日11月11日(月)~17日(日)午前9時~午後7時(11日は午後5時まで)

場教育会館1階ロビー(弦巻3-16-8)▶

問課税課 ☎5432-2163 FAX5432-3037

●年末調整に関する情報等

国税庁では、ホームページや動画共有サイトに、年末調整に関する各種情報を掲載しています。動画視聴のほか、手引きや関係用紙のダウンロードにもご利用いただけますので、ぜひご活用ください。

- 国税庁のホームページ(右記二次元コード)
- インターネット番組「Web-TAX-TV」
- YouTube「国税庁動画チャンネル」



問税務署(世田谷☎6758-6900、北沢☎3322-3271、玉川☎3700-4131)

●税理士による無料相談

対象地域	開催日時	会場
世田谷 税務署管内	11月9日(出) 午後1時30分~4時	東京税理士会世田谷支部 (若林4-31-7 ベルジェ102) ※要申込
	11月7日(休)午後1時~4時	三茶しゃれなあとホール (三軒茶屋1-41-10) ※要申込
北沢 税務署管内	11月11日(月)午後1時~4時	東京税理士会北沢支部 (松原6-1-10 アイリンマンション3階) ※要申込
	11月8日(金) 午前11時~午後3時	烏山区民センター▶
玉川 税務署管内	11月12日(火)午後2時~3時	二子玉川駅 改札付近▶
	11月11日(月)~15日(金) 午前10時~午後4時	東京税理士会玉川支部 (玉川2-4-4玉川酒販会館3階) ※要申込
	【相続税専用】 毎週火・木曜 午後1時~4時	

申・問世田谷税務署管内=東京税理士会世田谷支部☎5481-0770 FAX5481-0771、北沢税務署管内=東京税理士会北沢支部☎3322-7894 FAX3323-3571、玉川税務署管内=東京税理士会玉川支部☎3700-0562 FAX3708-5131



看護師と社会保険労務士による がん患者等の相談

①就労相談

対がん療養中の方とご家族、パートナー等(どなたかが区民)、区内の事業主や企業の担当者

日7年1月25日(出)午前9時~正午

場保健センター(松原6-37-10)

申電話またはファクシミリ(記入例3面)で保健センター(☎・FAX後記)へ

②がん相談

●一次相談窓口

看護師がお話を伺い、必要に応じて情報提供や対面での相談の予約をお取りします。

日月~金曜午前9時~午後5時(祝・休日、年末年始を除く)

場保健センター▶

●電話相談

対看護師による専門相談=第1・3木曜午前9時~午後1時、がん体験者によるピア相談=第2・4木曜午前9時~午後1時(いずれも祝・休日、年末年始を除く)

相談専用電話/☎03-6265-7562

●対面相談(オンライン可)

日毎月第2・4土曜午前9時~正午(祝・休日、年末年始を除く)

場保健センター

申電話またはファクシミリ(記入例3面)で保健センター(☎・FAX後記)へ

共通事項 問保健センター ☎6265-7536 FAX6265-7429



新BOP学童クラブ 7年度入会児童の募集

対次の全てに該当する児童①保護者が日曜を除き、週3日以上、午後3時以降まで、かつ週20時間以上就労している等②7年4月1日現在、区内在住または区立小学校1~3年生(心身の発達等により個別的配慮を要する児童は6年生まで)

利用時間/放課後~午後6時15分(午後7時まで延長あり)

利用料/月額5000円(免除制度あり)

※延長利用の場合は別途利用料が発生。

備詳しくは、募集案内(新BOP学童クラブ、児童館、児童課にあり)をご覧ください。

申12月5~12日(8日を除く)午前9時35分~午後6時に、所定の申請書類(募集案内、区HPQ「15588」にあり)を、就学(予定)校にある新BOP学童クラブへ保護者が持参 ※国・都・私立校に就学の方等は、学区の新BOP学童クラブへ。

問児童課 ☎5432-2308 FAX5432-3016 または各新BOP学童クラブ



世田谷区子ども基金 令和7年度助成事業の募集

対区内で子育て支援活動を行う団体等による次の事業

- ①妊娠期・乳幼児期の子どもや親への支援活動
- ②学齢期の子どもや親への支援活動
- ③中学・高校生世代に係る子どもの自立を支援する活動
- ④貧困・虐待等支援を必要とする家庭を支える活動や児童養護施設・里親等による社会的養護に係る活動
- ⑤多世代交流や地域との連携等による子育て支援活動
- ⑥その他、区の子育て支援に貢献する活動

助成上限額/活動実績が3年以上の団体=50万円または100万円(100万円枠は別途条件あり)、活動実績が1年以上の団体=25万円、活動実績が1年未満の団体=10万円、個人=5万円

備決定通知は審査会による審査後、2月中に発送予定。詳しくは、募集要項(子ども家庭課、児童館、図書館等、区HPQ「1345」にあり)をご覧ください。

申11月11~25日(必着)に、前記区HPから②オンライン手続き、または申請書(募集要項にあり)を郵送もしくは持参で子ども家庭課(☎5432-2569 FAX5432-3081)へ

自転車安全利用五則を知っていますか?

自転車を安全に利用する上で特に重要な5つの項目です。

自転車事故の被害者にも加害者にもならないよう、自転車安全利用五則を守った安全運転をお願いします。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

問交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996

